

< 第2次募集 > 県内企業多角化・新展開応援補助金

新型コロナウイルス感染症まん延の長期化に伴い経営的影響を受けた中小企業者等が、事業を継続し持続的に発展させるために行う、新規事業分野への進出や事業実施方法の転換など多角化・新展開につながる取組を支援します。

対象事業者	新型コロナウイルス感染症まん延の長期化により経済的影響を受けた県内中小企業等 ※申請前直近1年のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して30%以上減少していることが必要です。 ※過去に県内企業多角化・新展開応援補助金の交付を受けた方は、申請できません。
対象事業	新規事業分野への進出、事業実施方法の転換など多角化・新展開につながる取組 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業、公序良俗に反する事業、その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業は対象外です ① 事業実施方法の転換（感染症防止対策又は既存事業の拡大に止まるものを除く） 例）夜間居酒屋営業のみだったところ昼間に飲食提供、ネット通信販売開始 など ※生産方法の変更、単なる営業期間の拡大などの既存商品・サービスのメニュー追加・拡大は含めません。 ② 新分野への進出 例）飲食店が食品を製造販売、旅館がレンタルオフィスをはじめめる など ③ 新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・新サービスの開発 例）新型コロナウイルス対応マスクの製造、リモート会議サービス開発 など
補助額	補助率2分の1・1社あたり上限100万円（25万円以上となる必要あり）
事業実施期間	交付決定の日から令和5年2月28日まで ※交付決定の日以降に事業に着手してください。（交付決定の日より前に着手した費用は補助対象にできません。） ※補助対象期間中に事業を完了する必要があります
補助対象経費	事業を実施する上で必要とする経費（F S調査費、商品開発費・事業転換に要する経費、人材育成費、販路開拓費、共通経費、設備導入費、その他の費用） ※交付決定前に発注、購入、契約等（支払も含む）を実施したものは補助対象となりません。
申請期限	令和4年1月1日（火）から令和4年7月31日（日）まで（当日消印有効）

補助要件、交付申請書式等の詳細については次のURLからご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/295636.htm>



【問合せ先】鳥取県商工労働部企業支援課 経営革新・経営改善担当

TEL: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8078 メール: kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp